

平成21年5月23日 17時
会 場 エルシイ八王子

八王子市町会自治会連合会 平成21年度

第7回 定期総会次第

1. 開会の辞
2. 会長挨拶
3. 議長選出
4. 議事

| | | |
|-------|--------|--------------|
| 第1号議案 | 平成20年度 | 事業報告 |
| 第2号議案 | 平成20年度 | 収支決算報告 |
| 第3号議案 | 平成20年度 | 会計監査報告 |
| 第4号議案 | | 会則・規程の制定及び改定 |
| 第5号議案 | 平成21年度 | 事業計画(案) |
| 第6号議案 | 平成21年度 | 予算(案) |
| 第7号議案 | | 役員選出 |
5. 退任町会自治会長に感謝状贈呈
6. 閉会の辞

事業報告

自 平成20年4月 1日

至 平成21年3月31日

I. 総括

私たち「町自連」は平成14年6月に「町総連」を発展的に解散して「中央連合町会」と共に旗揚げし、9月には「浅川地区町会連合会」も参加して八王子市全域を網羅する唯一の「連合会組織」となった。

八王子市内の町会・自治会・管理組合 557 団体 157,087 世帯(平成20年9月現在)の内 322 団体 122,573 世帯を擁する組織となり、八王子市を代表する町会自治会連合会となっている。

私たち「町自連」活動の基本形態は、第一に、各単位町会・自治会・管理組合の自主性を尊重し、第二に、地区連合会の活動を基準とし、第三に、地区連合同士の情報交換を始めとして、広域にわたる問題を全体の事業として進めていくことになっている。

従って、地区連合会の定例会などを通じて地区毎の活動が中心となっているが、残念ながら未だに、軌道に乗っていない地区連合会があることも、厳然たる事実であることを認めなければならない。これからはすべての地区連合会で毎月～隔月ごとに定例会が開催されるよう努力することが求められている。

又、私たち「町自連」は、八王子市内の町会・自治会・管理組合を代表する組織として、行政に対しても「もの申すべきはしっかりと主張」し併せて「協力すべきことは積極的に協力」することで、私たちの主張を行政に活かしてもらうことも積極的に進めている。具体的には、審議会・委員会等にも積極的に代表を送り込み私たちの主張を反映するべく努力している。

更に、地区連合会を中心とした活動と同時に、「町自連」が全市的な問題の取組みについても活動を推進してきた。主なものは次の通り。

- 1) 私たちの活動を広く会員に知って頂くために、平成17年度から広報紙「町自連だより」を年2回発行し、各戸配布することで全会員12万2千世帯に情報の提供を行うと同時に、未加入の町会・自治会・管理組合にも送付し情報の提供を行っている。
- 2) 「IT化」が進む中で情報の発信とともに住民の「声」を聞く体制づくりに、行政と民間業者の協力を得て平成18年11月17日に「ホームページ」をスタートさせ、「ポスト」を設置し「市民の声」を聞く体制を整えた。

- 3) 地区連合会の活動支援策として、東京都の「地域の底力再生事業助成金」を活かして、地区連合会のホームページの立上げに協力し、南部・東北部・浅川・元八・川口・加住・由井の7地区で開設された。
- 4) 町会自治会等の活動を「IT化」に対応するため、NPO 団体等の支援を受けてパソコン研修会を週3日間開催し、受講者からは継続の要望が出されてフォローアップ講座も開設した。
- 5) 町会自治会活動に安心して参加してもらうために「自治会活動保険」に取組み、私たち「町自連」が団体として保険会社の認定を受けたことで2,000世帯以上の保険料割引が適用され、6月募集の7月1日一斉スタートで、93町会自治会40,228世帯が加盟したことは、先ず先ずのスタートであった。
- 6) 昨年度スタートした「町自連研修会」は、昨年度のテーマ「防災問題」に次いで今年は「防犯問題」取り上げて実施したところ、いちょうホールの大ホールを満席にして地区連合会長等は立見で協力をして頂いた等、成功を収めた。
- 7) 今年から新たにスタートしたのが、八王子市が新設した地区連合会活動の支援策とした「町会等地区連合会交流事業補助金」制度。私たち「町自連」が窓口となって行政と共に協働で推進することとなり、今年度は9団体で83万円が活用された。この中には、隣接する団地の「自治会づくり」を進める町自連未参加の連合会も含まれている。

私たち「町自連」の活動も一步一步着実に広がりを見せているが、地区連合会活動の活性化推進と、更なる組織拡大を目指して未加入の町会自治会に対して、これからもあらゆる機会を通して「加入の呼びかけ」を行う必要がある。

1. 第6回定期総会

5月25日(日)17時～ エルシイ八王子

出席団体 129団体 委任状 113団体

- 議事 第1号議案 平成19年度事業報告
 第2号議案 平成19年度収支決算報告
 第3号議案 平成19年度会計監査報告
 第4号議案 規程の制定及び改定報告
 第5号議案 平成20年度事業計画(案)
 第6号議案 平成20年度予算(案)

2. 研修会

日時 3月3日(火) 14:00～16:30

会場 八王子市芸術文化会館 いちょうホール 大ホール

講演 東京都青少年・治安対策本部 治安対策課 課長 村元 弘 氏

演 題 「振り込め詐欺の被害にあわないために」

実演 都職員・日本アートプロジェクト(NAP)の皆さん

演 奏 警視庁 音楽隊

演 技 警視庁 カラーガード隊(MEC)

当日は、申込者が定員をオーバーしたため、観客の一部に「立見」が出るなど満席の中で開催され、講演についても劇団が参加する迫力ある実演を交えたもので、非常にわかり易く参加者も熱心に聴き入り好評であった。

また、音楽隊の演奏ではクラシック曲と美空ひばりの曲のメドレー演奏等、カラーガード隊の華麗な演技を交えた演奏に、目と耳を共に楽しませてくれた。

3. 町会等活動の「IT化」支援策

町会自治会活動の「IT化」を支援するため、行政・民間の協力を得て、次の施策を実施した。

(1) パソコン研修会

前年に引き続き入門初級講座を週3日間に増やして開催したが、復習・補習を兼ねたフォローアップ講座を受講生の要望に応える形で後期に実施した。

(2) 地区連合会のホームページ支援

地区連合会活動の支援策として、地区連合会ホームページの開設支援により、7地区の地区連合会ホームページが開設された。開設支援と同時に一定回数の更新作業についても支援し、地区連合会の活動を公開し支えてきた。

4. 自治会活動保険の加入団体

町会自治会の活動を進める上で、事故等が起きた場合に備えて従来は「行事保険」が活用されていたが、町会自治会活動全般を対象とした保険「自治会活動保険」に「町自連」が団体加入したことで、町自連傘下の町会自治会は団体割引が適用されて保険料が安くなり、7月の一斉スタート時点から3月末現在の加盟数は、93団体・40,228世帯となった。加入された町会自治会で、事故及び損害請求が提出されたのは14件で、今尚、通院治療中の方もいる。

5. 新年懇親会

1月31日(土) 18:00～ エルシイ八王子

懇親会出席者 会員 85名 来賓 16名

6. 町会等地区連合会交流事業

「町会等地区連合会交流事業」補助金制度は、町会等の地区連合会活動を支援し活性化を目指した新しい制度です。しかも、町自連が業務委託を受けて、補助

金の受付～交付決定～精算まで総て町自連が窓口となっていくこととなり、八王子市に届け出た「町会等連合会」であれば全て対象となり、審査等が公平に行われるかが問われたが、町自連未参加の鎌水尾根協議会にも交付されたことで、その疑念は払拭された。

申請受付を2回に分けて行った結果、9地区の連合会に83万円が支給され交流事業が実施された。交付された連合会には、町自連に未加入の鎌水尾根協議会の地域総合防災訓練にも適用されている。

尚、今回実施された事業は、スポーツ関係で浅川・由木両地区連合会、防災訓練で西部第一・加住両地区連合会、鎌水尾根協議会、研修会で中央・横山・川口・北野各地区連合会となっている。

II. 会議

1. 三役会

4月8日(火)、5月13日(火)、6月10日(火)、7月8日(火)、8月12日(火)、9月9日(火)、10月14日(火)、11月11日(火)、12月9日(火)、1月13日(火)、2月10日(火)、3月10日(火)

2. 役員会

役員会報告

4月8日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項

- | | |
|---------------------------|-------------|
| 1) 学生天国PRの件 | 八王子学生委員会 |
| 2) 市史編さん室の移設について | 市史編さん室 |
| 3) 新任市民活動推進部部長挨拶 | 市民活動推進部峯尾部長 |
| 4) タウンミーティングのテーマについて | 公聴広報室 |
| 5) 美しい八王子をつくる会20年度計画について | ごみ減量対策課 |
| 6) 税金教室への協力依頼について | 税務部税制課 |
| 7) 旧型電気器具のトラブルについて | くらしの安全安心課 |
| 2. 20年度市の町会自治会関係補助金について説明 | 協働推進課 |
| 3. 事務局職務規程改定及び事務所開設日程変更の件 | |
| 4. 定期総会について | |

5. 自治会活動保険について
6. 広報委員会報告
7. 出向者及び地区連合会報告

5月13日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 京都議定書に基づくCO₂削減運動について (社) 八王子法人会
 - 2) 学校の適正配置について答申の報告 教育委員会教育部
 - 3) 東京都補助金「地域の底力再生事業補助金」について 協働推進課
 - 4) 町会自治会長アンケート集計結果報告 協働推進課
 - 5) 八王子親切会の表彰推薦依頼 協働推進課
2. 定期総会資料の件
3. 総会出欠状況
4. 総会当日担当について
5. 20年度地区連合会長名簿の件
6. 自治会活動保険説明会について
7. 出向者報告

6月10日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 八王子市社会福祉協議会会員募集の協力依頼 八王子市社会福祉協議会
 - 2) 八王子市親切会の表彰者推薦依頼 八王子市協働推進課
2. 第6回町自連定期総会報告
 - 1) 総会資料の欠席者への配布依頼
 - 2) 退任町会長感謝状の配布依頼
 - 3) 総会懇親会決算報告
 - 4) 新任地区連合会長紹介
 - 東部地区連合会長……並木 勇氏
 - 南部地区連合会長……濱野益男氏
 - 西部第三地区連合会長…山本健児氏
 - 東北部地区連合会長……滝島 功氏
 - 由井地区連合会長……田中泰慶氏
3. 平成20年度地区連合会長名簿3種配布
4. 役員会日程の件
5. 平成20年度広報委員の確認

6. 平成 20 年度拡大広報委員の確認
7. パソコン研修会受講生応募状況の件
8. 自治会活動保険説明会の件
9. 地区連合会等交流事業補助金申込期限の件
10. 役員研修会の件
11. 出向人事の件
 - 1) 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会委員推薦の件
12. 出向者報告
 - 1) 八王子市第 4 期介護保険事業計画策定委員会報告
 - 2) 八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会報告
12. その他
 - 1) 「CO₂ダイエット宣言」について

7月8日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項

| | |
|----------------------------|------------|
| 1) 八王子市環境学習リーダー養成講座受講生募集の件 | エコ広場 |
| 2) 「マイバックに関する意識調査」について | ごみ減量対策課 |
| 3) 小中校一貫教育の推進について | 教育委員会学校教育部 |
| 4) 「夏休み体験企画」ポスター掲示の協力依頼 | 東京工業高等専門学校 |
| 5) 「夏休み子ども安全対策の取組み」について | 暮らしの安全安心課 |
2. 町会自治会活動保険加入状況報告
3. 平成 20 年度町会自治会長名簿配布の件
4. 新地区連合会長個人情報提供の件
5. 広報委員会報告の件
 - 1) 20 年度拡大広報委員確認の件
 - 2) 「町自連だより 7 号」の件
6. パソコン研修会進行状況報告
7. 「地区連合会等交流事業補助金」申請受付締め切りについて
8. 「CO₂ダイエット宣言」運動について
9. 役員研修会の件
10. 町自連研修会開催の件
11. 出向人事の件
 - 1) 八王子市社会福祉協議会評議員交代の件
 - 2) 八王子市社会福祉協議会理事再任の件
 - 3) 八王子市景観計画策定等検討会議委員推薦の件
12. 出向者報告及び地区連合会報告

- 1) 八王子市第4期介護保険事業計画策定検討委員会報告
- 2) 柔道 52kg 級五輪代表「中村美里さん」市長表敬訪問、壮行会等報告・・・浅川地区
- 3) 地球温暖化対策地域推進計画委員会報告

8月12日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 高齢者福祉事業について 高齢者支援課
 - ① ボランティアポイント制度について
 - ② シルバーサポート事業について
 - 2) 「緑の募金」への協力依頼 環境保全課
 - 3) 「マイバックの日」制定について ごみ減量対策課
 - 4) 「八王子まつり」の件 八王子まつり実行委員会
2. 地区連絡費の支給について
3. 役員研修会の件
4. 町自連研修会の件
5. 「地区連合会等交流事業補助金」申請受付状況について
6. 分担金規程の改定について
7. 広報委員会報告
8. 出向人事の件
 - 1) 斜面緑地保全委員会委員交代の件
 - 2) 八王子防火防災協会副会長交代の件
 - 3) 美しい八王子をつくる会 副会長交代、事務局次長推薦の件
 - 4) 八王子市景観計画策定等検討会議委員推薦の件
 - 5) 施設指定管理者選定委員会委員推薦の件
9. 出向者報告
 - 1) 特別職等報酬審議会報告
10. 自治会活動保険加入状況報告

9月9日(火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 10月1日「法の日」、裁判員制度のPRの件 東京地方裁判所八王子支部
 - 2) 「地域の底力再生事業助成」制度のPR 東京都生活文化スポーツ局
 - 3) 「マイバックの日」キャンペーンの件 八王子市ごみ減量対策課
 - 4) 「振り込め詐欺 STOP!! 通信」の件 八王子警察署生活安全課
 - 5) 社会を明るくする運動の件 教育委員会生涯学習総務課
 - 6) 「八王子音楽祭 2008」のPRの件 ふれあい財団芸術文化振興課

- 1) 平成 20 年度東京都功労者表彰 高橋堅二前副会長 受賞
- 2) いちょう祭り祭典委員会より依頼及び連絡事項

11 月 11 日 (火)

1. 関係機関の要請及び依頼事項

- 1) 第 59 回全関東八王子夢街道駅伝競走大会の件 教育委員会スポーツ振興課
- 2) 親子つどいの広場の開設について 子ども家庭部子どもしあわせ課
- 3) 八王子地域における小児医療体制について 地域医療推進課
- 4) 年末年始のごみ・し尿など収集について ごみ減量対策課
- 5) 家庭用指定収集袋における防災情報の掲載について
- 6) 「振り込め詐欺 S T O P ! 通信」第 7～9 号について

2. 役員研修会の会計報告

3. 新年懇親会の件

4. 地区連合会交流事業補助金応募結果及び規程の件

5. 広報委員会報告

6. 出向人事の件

- 1) 八王子市環境推進会議市民委員 1 名推薦
- 2) 八王子市水循環計画検討会員 1 名推薦
- 3) 環境フェスティバル実行委員会 1 名推薦

7. 出向者報告

- 1) 八王子市第 4 期介護保険事業計画策定検討委員会報告
- 2) 八王子市斜面緑地保全委員会報告
- 3) 八王子市景観計画策定等検討委員会報告
- 4) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会報告
- 5) 八王子市営駐車場指定管理者選定委員会報告
- 6) 八王子市都市公園指定管理者選定委員会報告
- 7) 八王子市社会福祉協議会報告
- 8) 八王子市男女共同参画施策推進委員会報告
- 9) 八王子交通安全協会報告
- 10) 恩方老人憩いの家指定管理者選定委員会報告
- 11) 八王子市北野余熱利用センター指定管理者選定委員会報告

8. 地区連合会報告

川口地区産業廃棄物最終処分場建設反対に関する要望書提出について

8. その他

「町自連だより」広告掲載依頼の件

12月9日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 「平成 21 年度交通災害共済」加入促進ポスター掲示依頼の件 暮らしの安全安心課
 - 2) ビッグ袋有料化実証実験について ゴミ減量対策課
 - 3) 環境ビデオの配布時の問題について 環境政策課
 - 4) 「路上喫煙禁止区域」設定の件 環境政策課
 - 5) 町会自治会長のアンケート回収協力をお願い 協働推進課
2. 役員研修会の会計報告
3. 新年懇親会の件
4. 地区連合会交流補助金報告書の件
5. パソコン研修会募集結果の件
6. 広報委員会報告
 - 1) 地区ホームページの PR について
 - 2) 協賛企業の件
7. 出向者人事の件
 - 1) 八王子市民参加推進審議会委員 1 名推薦
 - 2) 八王子市ごみゼロ社会推進協議会委員 3 名推薦
8. 出向者報告及び地区連合会の報告
 - 1) 圏央道八王子西インターチェンジ周辺まちづくり検討会報告
 - 2) 川口地区産廃最終処分場建設反対について
 - 3) 浅川橋周辺河川敷整備の件
9. その他
 - 1) 市民からのメール投稿と回答について
 - 2) オリンピック招致代々木集会の件
 - 3) 「CO2 ダイエット宣言」集計結果報告
 - 4) 町自連会費の件

1月13日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 「げんきフォーラム」開催周知協力の件 広聴広報室
 - 2) 第9回中学生社会福祉意見発表大会について 健康福祉課
 - 3) 確定申告について 八王子税務署
2. 新年懇親会の件
3. 町自連研修会の件
 - 1) 八王子警察署等打合せ状況及び当日役割分担について
 - 2) 動員について

- 3) PR について
- 4. 広報委員会報告
 - 1) 「町自連だより」第8号掲載の地区情報について
 - 2) 掲載予定記事について
- 5. 「八王子さくら祭り」後援名義使用申請について
- 6. 上川町産業廃棄物最終処分場の件
- 7. 出向者及び地区連合会の報告
 - 1) 加住地区「連合会だより」発行紹介
 - 2) 八王子市特別職報酬等審議会報告
 - 3) 八王子市地球温暖化対策推進委員会報告

2月10日（火）

- 1. 関係機関の要請及び依頼事項
 - 1) 地球温暖化検討委員会のモデル事業について
 - 2) 平成21年度東京都「地域の底力再生事業助成金」について
- 2. 新年懇親会決算報告
- 3. 町自連研修会の件
 - 1) 第一次締切りと動員の見通し
 - 2) 整理券・ポスターの配布について
 - 3) 開催要項説明
- 4. 定期総会の日程について
- 5. 広報委員会報告
 - 1) 「町自連だより」第8号記事について
- 6. 出向人事の件
 - 1) 地域包括支援センター等運営協議会委員1名の推薦
 - 2) こども政策推進協議会委員1名の推薦
- 7. 出向者及び地区連合会の報告
 - 1) 第4期介護保険事業計画策定検討委員会報告
 - 2) みどりの基本計画検討委員会報告
 - 3) 廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会報告
 - 4) はちおうじ健康づくり推進協議会報告
 - 5) 地球温暖化対策検討会報告
 - 6) 斜面緑地保全委員会報告
- 8. その他
 - 1) 「CO2 ダイエット宣言」参加苗木贈呈の件
 - 2) 圏央道建設に関する地元要望書提出について

環境政策課
協働推進課

- 3) 上川地区産廃最終処分場建設について
- 4) 障害者団体等の通信販売カタログ・チラシ配布取扱への対応状況について
- 5) 災害時に於ける要介護者等民生委員、町会自治会との連携した体制づくり

3月10日（火）

1. 関係機関の要請及び依頼事項

- 1) 「げんきフォーラム」開催協力お礼及び21年度タウンミーティング開催予定
広聴広報室
- 2) 小中校の適正配置の件
教育委員会学区調整担当
- 3) 親子のつどいの広場西八王子の開設について
子どものしあわせ課
- 4) 耐震対策補助事業の件
住宅対策課
- 5) 定額給付金の支給について
政策審議室
- 6) 八王子夢街道駅伝の協力お礼
実行委員会事務局

2. 町自連研修会報告

3. 定期総会について

- 1) 開催日の件
- 2) 21年度会長名簿提出の件
- 3) 役員改選の件

4. 広報委員会報告

5. 出向者及び地区連合会報告

- 1) 八王子市健康福祉部主催「災害時要援護講演会」報告
- 2) 地球温暖化対策地域推進計画検討会報告
- 3) 川口地区産廃処分場の件

6. その他

- 1) CO2ダイエット宣言団体参加証について
- 2) エコカーフェスタ・八王子開催の件
- 3) 社会を明るくする運動実行委員会加盟に件
- 4) 新設都立町田地区総合学科高校の件
- 5) 21年度東京都地域の底力再生事業助成ガイドブックについて
- 6) 交通安全祈願火のまつり「なで木」の件

平成20年度 決算報告書

自 平成20年4月 1日
至 平成21年3月31日

収入総額 9,177,774円
支出総額 8,346,606円
差引残高 831,168円

収入の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

| No. | 項目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 適 要 |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|--------------------|
| 1 | 会 費 | 2,420,000 | 2,427,600 | 7,600 | 23地区 121,380世帯 |
| 2 | 特別会費 | 1,630,000 | 1,847,000 | 217,000 | 総会後懇親会・新年懇親会・役員研修会 |
| 3 | 補 助 金 | 3,600,000 | 3,600,000 | 0 | 市＝360万円 |
| 4 | 広告収入 | 340,000 | 240,000 | △ 100,000 | 町自連だより |
| 5 | 雑 収 入 | 223,156 | 506,330 | 283,174 | パソコン研修会受講料・テキスト代ほか |
| 6 | | | | | |
| | 小 計 | 8,213,156 | 8,620,930 | 407,774 | |
| 7 | 前年度繰越金 | 556,844 | 556,844 | 0 | |
| | 合 計 | 8,770,000 | 9,177,774 | 407,774 | |

支出の部

差額欄の△は予算比減少 単位＝円

| No. | 項目 | 予算額 | 決算額 | 差額 | 適 要 |
|-----|--------|-----------|-----------|-----------|---------------------|
| 1 | 総 会 費 | 1,050,000 | 960,410 | △ 89,590 | |
| 2 | 事 業 費 | 1,590,000 | 1,703,340 | 113,340 | 新年懇親会・パソコン研修講師料他 |
| 3 | 地区交流費 | 1,000,000 | 830,000 | △ 170,000 | 町会等地区連合会交流事業補助金 |
| 4 | 活 動 費 | 30,000 | 2,100 | △ 27,900 | 広報部等部活動費 |
| 5 | 研 修 費 | 500,000 | 704,587 | 204,587 | 役員研修会・防犯研修会 |
| 6 | 広 報 費 | 1,280,000 | 1,330,245 | 50,245 | 町自連だより |
| 7 | 連 絡 費 | 160,000 | 161,000 | 1,000 | 地区連合会内の連絡費 |
| 8 | 会 議 費 | 60,000 | 54,428 | △ 5,572 | |
| 9 | 通信・配送費 | 640,000 | 727,035 | 87,035 | 町自連だより送料含む |
| 10 | 事 務 費 | 370,000 | 364,206 | △ 5,794 | |
| 11 | 人 件 費 | 1,340,000 | 1,209,350 | △ 130,650 | |
| 12 | 渉 外 費 | 250,000 | 180,000 | △ 70,000 | |
| 13 | 慶 弔 費 | 100,000 | 20,000 | △ 80,000 | |
| 14 | 交 通 費 | 30,000 | 34,560 | 4,560 | |
| 15 | 備品設備費 | 100,000 | 26,000 | △ 74,000 | 地区連合会ホームページ立ち上げ費用ほか |
| 16 | 雑 費 | 5,000 | 39,345 | 34,345 | 振替手数料他 |
| 17 | | | | | |
| | 小 計 | 8,505,000 | 8,346,606 | △ 158,394 | |
| 18 | 予 備 費 | 265,000 | 0 | △ 265,000 | 会費納入前の費用 |
| 19 | 次期繰越金 | 0 | 831,168 | 831,168 | 交流事業補助金返戻分含む |
| | 合 計 | 8,770,000 | 9,177,774 | 407,774 | |

特別会計決算書

| No. | 項目 | 期首残高 | 期中増 | 期中減 | 期末残高 | 摘 要 |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------------|
| 1 | 特別積立金 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 | 郵貯定額預金(利息は一般会計) |
| 2 | 自治会活動保険 | 10,001 | 4,044,801 | 3,815,286 | 239,516 | |
| | 合 計 | 1,510,001 | 4,044,801 | 3,815,286 | 1,739,516 | |

繰越金明細

預金 638,240 ⇒ みずほ 334,990円 郵貯 303,250円
現金 192,928
合計 831,168 円 ⇒ 交流事業補助金返戻分 170,000円含む

前記の通り決算報告いたします。

会長 田中 好雄 印

会計 林 泰男 印

会計 馬場 聡和 印

前記の会計収支について、監査の結果相違ないことを認めます。

平成21年4月14日

監事 山本徳太郎 印

監事 今泉 満政 印

会則改定提案と規程改定の報告

I. 会則の改定

- 1、第3条（構成）管理組合を追加する。
- 2、第5条（役員）会計 2名を1名に減員する。
- 3、第6条（職務）「代行する。」を「代理する。」に文言の修正
- 4、第7条（選出）（1）地区連合会長経験者を追加
（2）会長及び監事は、別に定める選考委員会で候補者を選考し、役員会に諮ったうえ総会で決定する。に変更
（3）副会長及び会計は、会長が推薦し役員会に諮ったうえ総会で決定する。
- 5、第9条（任期）（1）2ヶ年 ⇒ 2年、但し、最長3期6年までとする。を追加
（2）3項、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。を追加
- 6、第12条（総会）（1）管理組合理事長（以下「町会長等」という）を追加
（2）3項、町会長等 に変更
（3）4項、町会長等 に変更
- 7、第18条（付則）は削除
- 8、付則を追加

II. 規程の改定

1. 分担金規程 ⇒ 8月12日の役員会で改定し、平成21年度から適用することになった。
 - (1) 第2条 前条の分担金の算出は、前年度町会自治会長名簿の世帯数を基本とする。
改正 ⇒ 当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。に改定
 - (2) 第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会を通じて7月末までに郵便振替にて納入する。
改正 ⇒ 定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。に改定
2. ホームページのメンテナンス規程 ⇒ 8月12日の役員会で承認し即日施行
 - (1) 第3条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000円とする。

追記 ⇒ 尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(2) 第4条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

(3) 第4条 項の追加⇒ 2. 地区連合会の場合は、年間4回まで町自連の負担とする。

3. 役員選考委員会規程の制定

以上

役員選考委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、会則第8条第1項第2号に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構 成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
3. 委員長は、会務を統括する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

る。

(会 議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

平成21年度 事業計画

私たち「町自連」は、八王子市の町会・自治会・管理組合を代表する組織として行政機関や関係諸団体へ「市民の声」を届けると同時に、入手した情報を町会・自治会・管理組合の組織を通じて市民に提供し利便性の向上を図る活動を展開する。

私たち「町自連」は、各単位町会自治会等の自主性を尊重し、地区連合会の活動を基本にして、地区連合会相互の情報交換をはじめ広域にわたる問題を取り上げて、関係機関と協議し改善を図ると同時に親睦を深める活動を展開する。更に、未加入の町会自治会にも呼びかける事で組織の拡大・強化を図る。

以上の基本的立場から下記の事業を取組む事とする。

1. 交通安全・防犯・防火防災等各種団体との連携を密にして、市民生活の安全確保と生活向上、防災思想の普及強化を図る。
2. 青少年の健全育成活動を、関係諸団体と連携して推進する。
3. 高齢化社会へ対応し福祉活動を、関係諸団体と連携して推進する。
4. 環境対策の推進、分別収集、リサイクル活動の充実強化に協力する。
5. 「町自連」の活動内容を加盟町会自治会に提供し組織の強化を図ると共に、未加入の町会・自治会・管理組合にも、積極的に情報を発信すると同時に、広く加入を呼びかけて組織の拡大強化を図る。
6. 町会自治会等のIT化を行政と協働して推進し、双方向の情報交換ができるように努める。
7. 市民の声を行政に届けると同時に行政と連携を図り、協働して事業を推進し、町会自治会活動の活性化を図る。
8. 地区連合会の活動を活性化するために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、地区連合会の再編成を含めた地域連携の輪を広げることに努める。

【今年度の重点事業】

町自連の基本的立場8項目に対し、今年度の重点事業は下記の通りとする。

1. 市民との情報交換の活発化、そのための手段の検討
 - (1) 紙ベースの「町自連だより」及び電子ベースのホームページ「町自連(ちょうじれん)」を通して、双方向の情報交換を図る。
 - (2) 身近な地域の情報を発信するため、地区連合会の掲示板的なホームページの立ち上げを支援する。
 - (3) 情報を発信するための体制作りとして、各地区広報担当者を含めた「委員会」を充実強化する。
 - (4) 町会自治会の等のIT化支援と、発信した情報を見てもらうための支援策として「パソコン研修会」を引続き開催する。
2. 町会自治会活動に、住民が安心して参加できるように「自治会活動賠償責任保険」の普及に努める。具体的には、町自連が団体加盟したことで、傘下の町会自治会は、全て保険料の団体割引が適用され、各町会自治会の負担軽減につながる。
3. 会員の負担軽減を図るためには、財政基盤の確立が必要である。
 - (1) 町会・自治会活動に必要な情報を持つ企業を中心に協賛企業を募り、広報紙「町自連だより」及びホームページ「町自連」に掲載することで広告収入を財源に充てる。
 - (2) 協賛企業の募集について、町会自治会の皆さんの協力をお願いし、広告収入の増加を図る。
4. 組織の拡大強化
 - (1) 町自連に参加していない、他の連合組織に働きかける。
 - (2) 各地区連合会でも、未加入町会自治会等に働きかける。
 - (3) 地区連合会活動について、毎月又は隔月毎の定例会開催を定着させ、地区連合会活動の活性化に努める。
 - (4) 地区連合会活動を活性化させるために、東京都の「地域の底力再生事業助成」事業の補助金及び八王子市の「町会等地区連合会交流事業補助金」を活用し、推進する。

平成21年度 予算

自 平成21年4月 1日
至 平成22年3月31日

収入の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

| No. | 項目 | 予算額 | 前年予算額 | 前年比 | 摘要 |
|-----|----------|------------|-----------|-----------|-----------------|
| 1 | 会費 | 2,440,000 | 2,420,000 | 20,000 | 23地区 122,000世帯 |
| 2 | 特別会費 | 2,000,000 | 1,630,000 | 370,000 | 懇親会会費 |
| 3 | 市補助金 | 3,600,000 | 3,600,000 | 0 | 指定事業への補助金 |
| 4 | 広告収入 | 280,000 | 340,000 | △ 60,000 | 町自連だより・ホームページ |
| 5 | 自治会保険手数料 | 230,000 | 0 | | 平成20年度手数料振替 |
| 6 | 雑収入 | 658,832 | 223,156 | 435,676 | パソコン研修受講料ほか端数調整 |
| | 小計 | 9,208,832 | 8,213,156 | 995,676 | |
| 7 | 前年度繰越金 | 831,168 | 556,844 | 274,324 | |
| | 合計 | 10,040,000 | 8,770,000 | 1,270,000 | |

支出の部

差額欄の△は前年予算比減少 単位＝円

| No. | 項目 | 予算額 | 前年予算額 | 前年比 | 摘要 |
|-----|---------|------------|-----------|-----------|---------------------|
| 1 | 総会費 | 1,000,000 | 1,050,000 | △ 50,000 | |
| 2 | 事業費 | 1,790,000 | 1,590,000 | 200,000 | パソコン研修会・懇親会等 |
| 3 | 地区交流費 | 1,000,000 | 1,000,000 | 0 | |
| 4 | 活動費 | 30,000 | 30,000 | 0 | 広報委員会等部活動費 |
| 5 | 研修費 | 890,000 | 500,000 | 390,000 | |
| 6 | 広報費 | 1,480,000 | 1,280,000 | 200,000 | 町自連だより及びホームページ |
| 7 | 連絡費 | 160,000 | 160,000 | 0 | 地区連合会内の連絡費 |
| 8 | 会議費 | 60,000 | 60,000 | 0 | |
| 9 | 通信・配送費 | 760,000 | 640,000 | 120,000 | 町自連だより送料及びインターネット費用 |
| 10 | 事務費 | 540,000 | 370,000 | 170,000 | |
| 11 | 人件費 | 1,460,000 | 1,340,000 | 120,000 | 事務局関係費用 |
| 12 | 渉外費 | 200,000 | 250,000 | △ 50,000 | |
| 13 | 慶弔費 | 50,000 | 100,000 | △ 50,000 | |
| 14 | 交通費 | 30,000 | 30,000 | 0 | |
| 15 | 備品設備費 | 160,000 | 100,000 | 60,000 | 地区ホームページ立ち上げ費用 |
| 16 | 八王子市返戻金 | 170,000 | 0 | 170,000 | 平成20年度交流事業補助金残返戻分 |
| 17 | 雑費 | 5,000 | 5,000 | 0 | |
| | 小計 | 9,785,000 | 8,505,000 | 1,280,000 | |
| 18 | 予備費 | 255,000 | 265,000 | △ 10,000 | |
| | 合計 | 10,040,000 | 8,770,000 | 1,270,000 | |

特別会計予算

| No. | 項目 | 期首残高 | 期中増 | 期中減 | 期末残高 | 摘要 |
|-----|---------|-----------|-----------|-----------|-----------|----------|
| 1 | 特別積立金 | 1,500,000 | 0 | 0 | 1,500,000 | 郵貯定額預金 |
| 2 | 自治会活動保険 | 239,516 | 4,200,000 | 4,220,000 | 219,516 | 42,000世帯 |
| | 合計 | 1,739,516 | 4,200,000 | 4,220,000 | 1,719,516 | |

保険の期中の増減明細 保険料＝100円×42,000世帯＝4,200,000円×95％＝3,990,000円
一般会計振替 ⇒ 230,000円

八王子市町会自治会連合会会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、八王子市町会自治会連合会と称し、事務所を八王子市元横山町一丁目29番地3号に置く。

(目 的)

第2条 本会は、町会・自治会相互の連絡及び親睦をはかり、共通の諸問題について協議し、地域の発展に寄与することを目的とする。

第2章 組織・運営

(構 成)

第3条 本会は、八王子市内の町会・自治会を以て構成し、別途定める地域毎に地区連合会を設ける。

2. この会は、地区連合会長を以て運営する。

第3章 事 業

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 町会・自治会の自主性確立、福祉の増進と環境浄化に努める。
- (2) 地区連合会の活動内容の情報交換と問題点を集約し、問題解決に向けての活動を行う。
- (3) 各官公署その他各種団体と連携し協力する。
- (4) その他、本会において必要と認めた事業。

第4章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会 長 | 1 名 |
| (2) 副 会 長 | 若干名 |
| (3) 会 計 | 2 名 |
| (4) 監 事 | 2 名 |
| (5) 地区連合会長 | 26名以内 |

(職 務)

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計を処理する。
- (4) 地区連合会長は、会の運営に関する事項を協議する。
- (5) 監事は、会務並びに会計を監査する。

(選 出)

第7条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 役員は地区連合会長を以て充てる。
- (2) 会長・副会長・会計・監事は、地区連合会長会において選考し総会にて決定する。

(専門部)

第8条 会務遂行のため必要に応じて、役員会の合議により専門部を設置することができる

(任期)

第9条 役員任期は2ヶ年とし再任を妨げない。但し、任期満了後も後任者が就任するまではその職務を行う。

2. 欠員補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

2. 顧問及び相談役は、役員会において推薦し会長が委嘱する。

第5章 会議

(会議)

第11条 会議は、定期総会・臨時総会・役員会・三役会とする。

2. 会議の招集は、必要に応じて会長が召集する。但し、会議の構成員の半数以上が開催を求めたときは、会長はこれを招集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、町会長・自治会長を以て毎年1回開催する。但し、必要に応じて臨時に開催することができる。

2. 総会は、次の事項を議決する。
 - (1) 事業報告及び事業計画の審議
 - (2) 決算及び予算の審議
 - (3) 役員を選出
 - (4) 会則の改廃
 - (5) その他重要と認めた事項
3. 総会の議長は、町会長・自治会長の中から選出する。
4. 総会はすべて町会長・自治会長の2分の1以上の出席(委任状を含む)により成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の採決による。

(三役会)

第13条 三役会は、会長・副会長・会計を以て構成し、本会の運営に必要な事項を審議する。但し、監事は出席し意見を述べることができる。

2. 三役会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 三役会は、構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否同数の場合は議長の裁決による。

(役員会)

第14条 役員会は、会長・副会長・会計・地区連合会長を以て構成し、本会の運営に必要な審議をする。但し、監事は出席し意見を述べるができる。

2. 役員会の議長は、会長がその任にあたる。
3. 役員会は構成員の過半数を以て成立し、出席者の過半数を以て議決する。但し、可否

同数の場合は議長の裁決による。

第6章 事務局

(事務局)

第15条 会務遂行のため事務局を置く。

(1) 事務局は、会長の指示により会の運営を掌握し事務一切をつかさどる。

(2) 事務局は三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局は町会長・自治会長以外から選任することができる。

第7章 会計

第16条 本会の経費は、分担金・補助金・寄付金その他を以てこれに充てる。

第17条 本会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。

付 則

第18条 この会則は、平成14年6月8日から施行するも、設立年度の役員任期は1年とする。

2. 事務所については決定次第本文に追記できるものとする。

地区連合会規程

第1条 会則第3条による地区連合会は次の通り区分する。

2. 地区連合会の基準は、5町会以上で2,000世帯以上とする。尚、既存の地区連合会は、基準に沿うよう努めるものとする。

第2条 前条に基づき次の通り設定する。

| | |
|----------------|---------|
| (1) 中部地区連合会 | 7町会・自治会 |
| (2) 東部地区連合会 | 10 |
| (3) 元横地区連合会 | 6 |
| (4) 東南部地区連合会 | 7 |
| (5) 中央部地区連合会 | 2 |
| (6) 南部地区連合会 | 11 |
| (7) 千人町地区連合会 | 3 |
| (8) 西部第一地区連合会 | 6 |
| (9) 西部第二地区連合会 | 3 |
| (10) 西部第三地区連合会 | 5 |
| (11) 西部第四地区連合会 | 3 |
| (12) 本町地区連合会 | 3 |
| (13) 中央地区連合会 | 22 |
| (14) 東北部地区連合会 | 13 |
| (15) 浅川地区連合会 | 22 |
| (16) 由木地区連合会 | 18 |
| (17) 横山地区連合会 | 40 |
| (18) 元八地区連合会 | 32 |
| (19) 恩方地区連合会 | 31 |
| (20) 川口地区連合会 | 19 |
| (21) 加住地区連合会 | 14 |
| (22) 由井地区連合会 | 21 |
| (23) 北野地区連合会 | 24 |
| 町会・自治会数 合計 | 322 |

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成14年9月10日の役員会にて浅川地区の加盟承認により追記。
3. 平成16年3月新規加盟脱会集計により修正。
4. 平成17年5月新規加盟脱会集計により修正。
5. 平成18年6月新規加盟脱会集計により修正。
6. この規程は、平成19年4月10日改定。
7. 平成19年5月新規加盟脱会集計により修正。
8. 平成20年5月新規加盟脱会集計により修正。
9. 平成20年6月新規加入集計により修正。

会計規程

- 第1条 この規程は、会則に基づき会計処理及び会計監査について定める。
- 第2条 予算書の作成は事業計画を基礎にして、役員会で原案を作成し、総会の議決に付する。
- 第3条 出納事務は、すべて所定の伝票を使用しなければならない。
2. 伝票は入金伝票、出金伝票の2種類とする。
- 第4条 伝票は原則として担当者が起票し、会計の検査を得て、会長が決裁する。
2. 伝票には領収証又は請求書等の証票類を添付しなければならない。但し、交通費等でその添付が困難な場合はこの限りではない。
- 第5条 担当者は、入金伝票に現金を添えて入金手続きを行うものとする。ただし、銀行や郵便局等による振込み入金の場合は、入金通知書を入金伝票に添付する。
- 第6条 担当者は、原則として決裁済みの出金伝票により出金手続きを行う。
2. 会計は必要に応じて、小口現金を常備金として事務局に手渡すことができる。
- 第7条 会計が行う出納事務を円滑にするため、事務局に補助業務をさせることができる。
- 第8条 郵便局の振替口座は、会計名義で作成し管理する。
2. 預金通帳は、会計名義で作成し管理する。
- 第9条 会計は、伝票に基づいて会計帳簿を作成すると共に、収支計算書を作成しなければならない。
2. 会計帳簿には、伝票番号・金額・摘要を記帳する。尚、伝票番号は年度単位の通し番号とする。
- 第10条 会計は、年度末に会計を締め切り、予算書と対比した決算書の原案を作成し、役員会に付議して決算書を作成する。
2. 会長は、定期総会前に、監事に決算書を提出し監査を受けなければならない。
 3. 決算書の監査を受けた後、役員会で確認し定期総会の議決に付する。
- 第11条 監査は原則として年1回とするが、監事の判断で必要ある場合は臨時に行うことができる。
2. 監事は、監査に必要とする書類の提出を求め、又は役員より事情を聴取することができる。
- 第12条 監事は、監査の都度役員会に報告し、その結果を定期総会に報告しなければならない。
- 付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

分担金規程

第1条 会則第16条に基づく町会・自治会の分担金は総会において決定する。

2. 1世帯あたり年額20円とする。

第2条 前条の分担金の算出は、当該年度の「八王子市町会等事務交付金交付申請」の世帯割額の世帯数とする。

第3条 前条の分担金は、定期総会終了後地区連合会毎に、まとめて郵便振替で8月末日までに納入する。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. 平成16年5月11日改正5月30日承認

3. 平成17年5月10日改正

4. 平成20年8月12日改正平成21年度より適用する。

弔慰金規程

第1条 本会の町会長・自治会長・管理組合理事長及びその配偶者が次に該当するときには、見舞金あるいは香典・花輪を贈ることができる。

第2条 町会長・自治会長・管理組合理事長の見舞金および弔慰金の内容は次の通りとする。

(1) 不慮の災害による現居住家屋の焼失又は損壊の場合は、損害の程度により役員会で協議の上見舞い金額を決定する。但し、緊急を要すると会長が認めたときは事後報告に代えることができる。

(2) 死亡の場合は、1万円の香典及び花輪1基。

第3条 町会長等の配偶者が死亡した時の香典は1万円とする。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

(1) 当該町会・自治会は、地区連合会長に連絡をする。

(2) 地区連合会長は、事務局長に連絡する。

(3) 事務局長は、三役に連絡し指示を受ける。

付則 この規程は、平成14年6月8日から施行する。

2. この規程は、平成19年3月13日改正

表彰規程

第1条 本会の地区連合会長・町会長・自治会長が次に該当するときには、役員会の決定に基づき表彰することができる。

第2条 表彰の基準は次の通りとする。

- (1) 地区連合会長・町会長・自治会長を4年以上勤め退任した者。
- (2) 本会の運営に特に功労のあった者。

第3条 表彰の内容は次の通りとする。

- (1) 感謝状及び記念品を贈呈する。

第4条 連絡方法については次の通りとする。

- (1) 当該町会・自治会は、年度末までに就任・退任年月日を明示し、地区連合会長に報告する。
- (2) 地区連合会長は、年度始めの会長名簿提出時に会長に報告する。
- (3) 会長は、年度始めの役員会に名簿を提出し、表彰の承認を受けるものとする。

第5条 表彰は、原則として定期総会に行うものとする。

付則 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

事務局員職務規程

(総 則)

第1条 この規程は、会則第15条に基づき事務局について定める。

(事務局)

第2条 事務局には、事務局長及び事務局員を置くことができる。

(事務局長)

第3条 事務局長は、会則第15条に基づき三役会で選任し、役員会で承認の上会長が委嘱する。但し、事務局長は町会長・自治会長以外から選任することができる。

2. 事務局長は、会長の指示により事務一切をつかさどる。
3. 事務局長は、原則ボランティア活動とするが、実費弁償として一定額を支給する。その金額については、三役会で検討し役員会で決定する。

(事務局員)

第4条 事務局員を雇用するときは、会長が行う書類審査と面接結果に基づき三役会で検討・決定し役員会に報告する。

2. 採用が決定した者は、雇用契約書(別紙様式)を取り交わし双方が各一部保管する。
3. 勤務は、原則として毎週月～金曜日の5日間、午前9時～12時までの3時間とする。他に三役会・役員会にも出席するものとする。但し、祝日及び年末年始は休日とする。
4. 会が行う事業・行事にはボランティア活動となるが、出席するものとし実費費用は会の負担とする。

5. パソコン研修会等及び委員会等に出席した場合は、実費弁償として一定額を支給する。その額は、別途三役会で検討し役員会で決定する。
6. 賃金は、三役会で検討し役員会で決定する。毎月月末締めで翌月15日に支払うものとする。

(雇用期間)

第5条 事務局員の雇用期間は、一年を超えない範囲としその終期は3月31日とする。尚、会長が必要と認めるときは、雇用期間を更新することができる。

(勤務)

第6条 事務局員は、八王子市町会自治会事務所に勤務し、会長及び事務局長の指示により誠実に事務局の職務を遂行する。

2. 八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の名誉又は信用を傷つける行為をしないこと。
3. 町自連、関係機関等の機密を他に漏らさないこと。
4. 職務を遂行するにあたって、知り得た個人情報等の漏洩防止のために、次に挙げる事項について遵守しなければならない。
 - (1) 知り得た情報を第三者に漏らしたり、私的に利用してはならない。退職後も同様とする。
 - (2) パソコン等から取得できる個人情報等については、コピー、プリントアウト、その他複製及び他のパソコンやネットワークにデータ送信等をしてはならない。

(臨時事務局員)

第7条 職務の都合上、会長が三役会に諮り臨時の事務局員を置くことができる。この場合、業務一回当り実費弁償として実費を支払うものとする。その額は別途三役会で検討し役員会で決定する。

(その他)

第8条 規程外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成18年9月12日に制定し、平成18年7月1日に遡って施行する。

2. 平成19年7月10日改正し、平成19年4月1日に遡って施行する。
3. 平成20年4月8日改正し、平成20年4月1日に遡って施行する。

広告の取扱に関する規程

(目 的)

第1条 この規程は、当会が作成する広報紙等に掲載する広告の取扱について定め、併せて町会自治会活動に必要で適正な情報の提供に資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(広告掲載の対象物)

第2条 会員への情報提供に資する印刷物及び電子情報等は、広告掲載に努めるものとする。但し、役員会が広告掲載を妥当でないと認めるものは、広告掲載の対象から除外する。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、地区連合会及び町会・自治会等の活動を支援するためのものであって、その範囲は次のいずれにも該当しないこと。

- (1) 印刷物等の公共性・中立性及び品位を損なうおそれのあるもの。
- (2) 政治・宗教・個人の宣伝に係わるもの。
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの。
- (4) その他、役員会が「掲載する広告として妥当でない」と認めたもの。

(広告の掲載順序)

第4条 掲載する広告の種類及び掲載の順位は、次の通りとする。

- (1) 国、地方公共団体、公社、公益法人及びそれに類するもの。
- (2) 私企業のうち、公共的性格のある企業。
- (3) (1)及び(2)に掲げる以外の私企業及び自営業。
- (4) その他、掲載する広告として妥当と役員会で認めるもの。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、原則として次の通りとする。

- (1) 「町自連だより」は、一面を除いて広報委員会が指定する位置。
- (2) ホームページは、広報委員会が指定する位置。
- (3) その他、役員会が指定する位置。

(広告掲載料)

第6条 広告掲載料については、印刷物等の作成及び広告募集に要する経費並びに類似広告の市場価格等も勘案し広報委員会で決定するものとする。

(掲載希望者の募集)

第7条 広報紙及びホームページ等により広告掲載希望者を公募するものとする。

2. 前項に係わらず、第4条に定める団体に対し、広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第8条 広告を掲載しようとするものは、広告掲載申込書(別紙様式)に掲載しようとする広告の原稿を添えて、会長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 会長は、前条の申込書を受理したときは、広報委員会に諮り第3条に基づく掲載の可否を決定する。尚、掲載枠を超える応募があった場合は抽選とする。

2. 広告掲載の可否を決定したときは、その結果を申込者に通知(別紙様式)するものとする。
3. 広告掲載の決定通知を受けた申込者(以下「広告主」という)は、速やかに広告の版下原稿

を提出すること。

(広告掲載料の納付)

第 10 条 広告掲載料は、掲載の決定通知後指定する期日までに、一括納入するものとする。

(広告主の責任等)

第 11 条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2. 版下原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

(広告掲載の取り消し)

第 12 条 会長は、印刷物等の編集・発行上支障があるとき又は指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき、もしくは広告掲載料を納入しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(広告掲載料の返還)

第 13 条 広告掲載が決定した後、広告主の責に帰さない理由により、広告が掲載できなかったときは、広告掲載料を返還する。

(その他)

第 14 条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成 18 年 10 月 10 日に制定し、即日施行する。

2. 平成 19 年 7 月 10 日改正し、平成 19 年 4 月 1 日に遡って施行する。

ホームページのメンテナンス規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、地区連合会及び町会自治会のホームページの開設及びメンテナンスを、町自連が関わる場合の費用について定める。

(対 象)

第 2 条 この規程の対象は、ホームページ「町自連」の回線を使って行うものを対象とし、外部リンクするものは対象外とする。

(開設費用)

第 3 条 町自連で設定したモデルを使用する場合の当該団体の製作費用は、20,000 円とする。尚、地区連合会の場合は町自連の負担とする。

(メンテナンス費用)

第 4 条 開設したホームページの内容を更新する時の当該団体のメンテナンス費用は、下記の通りとする。尚、作業を自前で行う場合には作業費用は不要となる。

(1) 立会い費用 1,500 円/回

(2) 作業費用 3,000 円/回

2. 地区連合会の場合は、年間 4 回まで町自連の負担とする。

(容 量)

第 5 条 一回当りのメンテナンス容量は、A 4 (写真込)換算で 5 枚以内とする。尚、多い場合は別途相談することとする。

(保存期間)

第5条 内容の保存期間は、最長一年間とする。

付則 この規程は、平成20年4月8日に制定し、即日施行する。

2. 平成20年8月12日に改定し、即日施行する。

ホームページの倫理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、町自連ホームページ(町自連=ちょうじれん)・地区連合会ホームページの作成及び更新のほか、地区連合会及び各町会自治会のホームページをリンクする場合の遵守すべき基準について定める。

(目的)

第2条 ホームページは、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)の役員会が設置した広報委員会の責任の下に、傘下の町会自治会をはじめ八王子市民に対して、人々の交流・親睦をはじめ安全・福祉・健康等更なる増進強化を図り、町会自治会活動の活性化を図るための、情報発信のツールとして活用することを目的とする。

(広報委員会の権限)

第3条 広報委員会では、ホームページに掲載する内容が、前条の目的に沿うものであることの確認を行い、目的を逸脱し公序良俗に反すると判断した場合は、掲載しないものとする。

(リンクの禁止)

第4条 第2条に定める目的から逸脱するところのリンクの設定は禁止する。

(掲載の禁止事項)

第5条 以下の項目については、ホームページに掲載することを禁止する。

1. 役員会で未承認事項
2. 第三者への誹謗・中傷
3. わいせつな画像・文章
4. 著作権を侵害するような記事
5. 暴力を助長するような記事
6. 特定の宗教・政治団体を支持し、又は反対すること。
7. システムの破壊及び正常な運営の妨害につながる情報の掲示
8. 人権侵害や名誉毀損等、法律に触れる内容を含むもの
9. その他不適切な内容を含む記事

(その他)

第6条 規格外事項については、役員会で協議する。

付則 この規程は、平成20年11月11日に制定し即日施行する。

町会等地区連合会交流事業補助金交付規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、町会自治会等の連合団体である地区連合団体が実施する交流事業に対し、八王子市町会自治会連合会(以下「町自連」という)が、当該年度において予算の範囲で交付する補助金について、必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 町会等地区連合会の交流事業を推進し、地域活動の活性化に資することを目的とする。
(地区連合会)

第3条 この規程における「地区連合会」とは、町自連に届け出た町会・自治会・管理組合のほか、地域を中心として複数で構成されたもので、自主的かつ民主的に組織し運営されていて市に届出済みの団体をいう。更に、単位町会等間の親睦と融和及び地域福祉の向上を図るため、各種の公共性のある活動を行っている団体をいう。

(交付の対象)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、町会活性化のため、地区連合会の交流事業としてふさわしい内容のもので、年1回とする。

(対象経費)

第5条 補助の対象となる経費は、次の通りとする。

- ① 報償費(講師謝礼等) ② 借上げ費(会場・バス等) ③ 印刷費 ④ 交通費
- ⑤ 教材等購入費 ⑥ 通信運搬費 ⑦ その他会長が特に認めた経費

(算定基準)

第6条 補助金の額は、1地区連合会につき10万円以内とする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする地区連合会は、交付申請書(第3号様式)に事業計画書等の関係書類を添えて、指定する期日前までに会長に提出するものとする。

(交付決定)

第8条 会長は、前条の交付申請を適当と認めるときは、速やかに交付の決定をし、交付決定通知書(第4号様式)により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第9条 補助金の交付については、前条に定める交付決定通知の後、申請者からの請求に基づき30日以内に行うものとする。

(補助金の経理と実績報告)

第10条 補助金は、地区連合会の会計に繰り入れた上、第6条に定める事業費として使用しなければならない。

- 2. 交流事業が完了したときは、完了後1ヶ月以内に事業に要した費用の実績報告書(第5様式)を収支決算書等の関係書類とともに提出しなければならない。

(補助金の額の決定)

第11条 前条第2項の実績報告書を審査した結果、補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められる場合には、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

(取消し及び返還)

第 12 条 次の各号に該当する場合は、会長は、補助金の交付を取消し、または既に交付した補助金の返還を命じることができる。

(1) 補助金をその目的に反して使用したとき。

(2) その他この規程に違反したとき。

(補助金に関する調査)

第 13 条 会長は、補助金の交付について必要と認めるときは、地区連合会に対し、交流事業関係書類及び補助金の経理に関する書類を提出させ、または実地に調査することができる。

付則 この規程は、平成 20 年 4 月 8 日制定し、平成 20 年 4 月 1 日に遡って施行する。

2. 平成 20 年 11 月 11 日に改定し、即日施行する。

役員選考委員会規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、会則第8条第1項第2号に定める、会長及び監事の選出について、地域の意思を反映させ公平且つ妥当性を確立し、候補者を選出するために設ける役員選考委員会（以下「選考委員会」という）について定める。

(設置・解散)

第2条 選考委員会は総会前に設置し、総会にて役員選出後解散する。

(構 成)

第3条 選考委員会は、三役及び監事を除く地区連合会長の中から選任された7名によって構成する。

2. 選考委員会には、委員長及び副委員長を置く。
3. 委員長は、会務を統括する。
4. 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があった場合はその職務を代理する。

(会 議)

第4条 選考委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2. 役員候補の選考にあたっては、委員の過半数の出席で成立し、出席者の全員一致が望ましいが、過半数の賛成を以て議決することができる。

(推 薦)

第5条 選考委員会で選任された候補者は、役員会に報告し役員会の承認を得た上で、総会に提案しなければならない。

付則 この規程は、平成21年4月27日から施行する。

平成20年度 審議会・委員会等委員の参加状況

| No. | 審議会・委員会等名称 | 人数 | 所管部署 |
|-----|--------------------------|----|----------------|
| | 【行政審議会・委員会】 | | |
| 1 | 八王子市情報公開・個人情報保護運営審議会 | 1 | 総務部総務課 |
| 2 | 八王子市談合監視委員会 | 3 | 財務部契約課 |
| 3 | 八王子市生活安全対策協議会 | 1 | 生活安全部暮らしの安全安心課 |
| 4 | 八王子市暴走族湯違法推進連絡協議会 | 1 | 生活安全部暮らしの安全安心課 |
| 5 | 八王子市親切会 | 2 | 市民活動推進部協働推進課 |
| 6 | 八王子市防災会議 | 1 | 生活安全部防災課 |
| 7 | 八王子市国民保護協議会 | 1 | 生活安全部防災課 |
| 8 | はちおうじ健康づくり推進協議会 | 2 | 保健総務課 |
| 9 | 八王子市こども政策推進協議会 | 1 | こども家庭部子ども政策課 |
| 10 | 八王子市迷惑駐車等防止対策連絡会 | 1 | 道路事業部交通事業課 |
| 11 | 八王子市交通安全対策協議会 | 1 | 道路事業部交通事業課 |
| 12 | 八王子市市民企画事業補助金審査委員会 | 1 | 市民活動推進部協働推進課 |
| 13 | 八王子市学校安全対策検討委員会 | 1 | 学校教育部教育総務課 |
| 14 | 八王子市男女共同参画施策推進委員会 | 1 | 男女共同参画課 |
| 15 | 八王子市斜面緑地保全委員会 | 1 | 環境部環境保全課 |
| 16 | 八王子市環境審議会 | 1 | 環境部環境政策課 |
| 17 | 八王子市海外都市交流推進連絡協議会 | 1 | 市民活動推進部学園都市文化課 |
| 18 | 八王子市保健福祉センター運営協議会 | 1 | 東浅川保健福祉センター |
| 19 | 八王子市ごみゼロ社会推進協議会 | 3 | 環境部ごみ減量対策課 |
| 20 | 八王子市まちづくり審議委員会 | 1 | まちづくり計画部都市計画室 |
| 21 | 八王子市地域公共交通会議 | 1 | まちづくり計画部交通政策室 |
| 22 | 八王子市廃プラスチック中間処理施設調査研究協議会 | 1 | 環境部ごみ減量対策課 |
| 23 | 八王子市特別職報酬審議会 | 1 | 総務部職員課 |
| 24 | 介護保険事業計画策定検討委員会 | 1 | 健康福祉部高齢者事業課 |
| 25 | 高尾地区景観検討委員会 | 3 | 相武国道事務所 |
| 26 | 緑の基本計画検討会 | 1 | 環境部環境保全課 |
| 27 | 地球温暖化対策検討会 | 1 | 環境部環境政策課 |
| 28 | 八王子市市史編纂審議会 | 1 | 総合政策部市史編纂室 |
| 29 | 八王子市景観計画策定等検討会議 | 1 | まちづくり計画部都市計画室 |
| 30 | 八王子市地域保健福祉推進協議会 | 1 | 健康福祉部健康福祉総務課 |
| 31 | 八王子市行財政改革推進審議会 | 1 | 行政経営部行革推進課 |
| 32 | 八王子市水循環計画検討委員会 | 1 | 環境部水循環室 |
| 33 | 八王子市環境推進会議 | 1 | 環境部環境政策課 |
| 34 | 八王子市市民参加推進審議会 | 1 | 総合政策部政策審議室 |
| 35 | 八王子市地域包括支援センター等運営協議会 | 1 | 健康福祉部高齢者相談課 |
| 36 | 八王子市保護司候補者検討協議会 | 1 | 東京保護観察所立川支部 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

